

平成23年2月3日

平成23年第1回岬町議会臨時会

第1日会議録

平成23年第1回(2月)岬町議会臨時会第1日会議録

○平成23年2月3日(木)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり13名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 冶 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	11番 辻 下 文 信
12番 辻 下 正 純	13番 豊 国 秀 行	14番 小 川 日出夫
15番 竹 内 邦 博		

欠席議員 な し

欠 員 1 名

傍 聴 な し

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総 務 部 理 事 兼 特 命 対 策 課 担 当 理 事 中 村 光 延
企 画 部 長 笠 間 光 弘	総 括 理 事 白 井 保 二
住 民 福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長 古 谷 清
企 画 部 理 事 兼 人 権 推 進 課 長 谷 下 泰 久	住 民 福 祉 部 理 事 兼 子 育 て 支 援 課 長 南 康 明
住 民 福 祉 部 理 事 兼 保 険 年 金 課 長 岡 本 茂	都 市 整 備 部 理 事 入 口 博 行
都 市 整 備 部 上 下 水 道 担 当 理 事 末 原 光 喜	会 計 管 理 者 兼 理 事 湊 原 義 仁
総 務 部 総 務 課 長 中 田 道 徳	企 画 部 秘 書 人 事 課 長 保 井 太 郎

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局副理事 大 山 鐵 男

○会 期

平成23年2月3日（1日間）

○会議録署名議員

14番 小 川 日出夫

1番 川 端 啓 子

---

#### 議事日程

日程1	会議録署名議員の指名
日程2	会期の決定
日程3 議案第1号	岬町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する件
日程4 議案第2号	岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件
日程5 議案第3号	岬町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する件

(午前10時00分 開会)

○竹内邦博議長 皆さん、おはようございます。

本日の会議に先立ちまして、去る1月18日にご逝去されました故岡本重樹議員のご冥福をお祈りして黙祷をささげたいと思います。皆さんご起立をお願いします。

黙祷。

(黙 祷)

○竹内邦博議長 黙祷を終わります。着席をお願いいたします。

それでは、ただいまから平成23年第1回岬町議会臨時会を開催します。

ただいまの時刻は午前10時です。

本日の出席議員は13名です。欠員は1名です。

定足数に達しておりますので、本臨時会は成立しました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○竹内邦博議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員を会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

14番小川日出夫君、1番川端啓子君、以上の2名の方をお願いいたします。

---

○竹内邦博議長 日程2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日2月3日の1日としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、2月3日の1日に決定いたしました。

---

○竹内邦博議長 それでは、本臨時会の開会に当たり、町長からあいさつを求められておりますの

で、これを許可します。岬町長、田代 堯君。

○田代町長 皆さん、おはようございます。

平成23年第1回岬町議会臨時会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご出席を賜りまして、心から厚く御礼を申し上げます。

ことしに入り、厳しい寒さが続いております。思い起こせば、昨年、豪雨による災害に見舞われ、夏は猛暑が続き、秋が短く感じるほどでございました。今、最も寒い季節を迎えていますが、テレビ、新聞によりますと、日本海側では異常気象による豪雪の被害に見舞われています。また、鹿児島・宮崎県境の霧島連山の新燃岳では26日から2日にかけて8回の噴火が起り、地元のまちでは災害対策本部を設置し警戒態勢を強化しているとの報道であります。

岬町はおかげさまで温暖な気候に恵まれ、過ごしやすいまちであります。しかし、台風や集中豪雨、東南海・南海地震などの災害の発生が懸念されます。災害はいつ発生するか予測できないのですが、発生したときには適切に対応しなければなりません。被害が最小限になるように減災のための取り組み体制を強化する必要があると考えております。

さて、今回の臨時議会は、岬町の公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正の件、岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正の件、岬町健康ふれあいセンター条例の一部改正の件、以上3件の議案審議をお願いいたしております。何とぞよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○竹内邦博議長 町長のあいさつが終わりました。

---

○竹内邦博議長 日程3、議案第1号「岬町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 日程3、議案第1号、岬町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、現有の公の施設について指定管理者制度を円滑に運用するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

議案書の裏面並びに新旧対照表もあわせてご参照をお願いいたします。

岬町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

岬町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年岬町条例第19号）の一部を次のように改正するものでございます。

第5条第1項中「町が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体（次号において「出資団体等」という。）を候補者として」を「候補者を」に改め、同条第2項中「出資団体等」を「団体」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、改正内容につきましてご説明させていただきます。

第5条第1項及び第2項の改正は、公の施設の性質、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことによりまして、事業効果が相当程度期待できると思慮するとき、その他公募を行わないことに合理的な理由があるときに行うことができる公募によらない指定管理者の候補者の選定の対象を民間事業者へ拡充するものでございます。

これは、岬町の健康ふれあいセンターピアツツァ5の指定管理者の指定期間が今年度末、いわゆる来月、3月末で終了することに伴いまして、次の指定管理者を指定するまでの期間、暫定的に民間事業者を指定管理者の候補者として選定するというものでございます。

附則といたしまして、施行日を公布の日とするものでございます。

以上が改正内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

豊国秀行君。

○豊国秀行議員 今の説明でピアツツァ5のことということで、よくわかりました。この公の施設等、いろいろ書かれています。そのほかにも、これに該当するような施設というのはあるんでしょうか。その点ちょっと参考までにお聞きしたいと思います。

○竹内邦博議長 企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 豊国議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

今、淡輪の老人福祉センターと深日でございますアップル館が指定管理者でお願いいたしているところでございます。よろしく申し上げます。

○竹内邦博議長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原 晶君。反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○竹内邦博議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては、これまで指定管理者制度の導入そのものに対して異議を唱えてきたという立場から、賛同しかねるというご意見を申し上げておきたいと思えます。

先ほど説明のあったとおり、今回の本件の見直しにつきましては、健康ふれあいセンターの運営を現在の管理者に暫定的に継続させるためにやむを得ない措置であるということも示されてきたところでありまして、そのことについては認めるものであります。

しかしながら、本条例の改正により公募によらない候補者の選定の条件を広げるということになるため、先ほど質問、答弁の中で示されたように、他の公の施設にも影響が拡大するものであります。

本来、自治体の責任において行う業務を民間に任せ、行政の責任を一層後退させることに今後より一層つながりかねないという懸念から、本件については賛同しかねるという考えであります。

○竹内邦博議長 次に、原案に賛成の方のご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第1号「岬町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する件」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○竹内邦博議長 起立多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

○竹内邦博議長 日程4、議案第2号「岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民福祉部理事、南 康明君。

○南住民福祉部理事兼子育て支援課長 日程4、議案第2号、岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、乳幼児医療費の助成について、対象者の年齢拡充により福祉の向上を図るため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

今回の一部改正の内容といたしましては、乳幼児医療費の助成について、本年4月より通院に係る医療費の助成を受けることができる年齢を4歳に達する日の属する月の末日から6歳に達する日以後における最初の3月末日までに引き上げるもので、それに関する条項を改正するものです。

改正の内容といたしまして、議案書の裏面及び新旧対照表をあわせてごらんください。

岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）。

この条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書きを削る。

第4条第1項ただし書きを削る。

第9条中「第4条第2項」を「第4条」に改めるものです。

附則といたしましては、1、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

なお、経過措置といたしましては、2、改正後の岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の規定については、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例によることといたしております。

以上が岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正の内容です。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博議長　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

和田勝弘君。

○和田勝弘議員　この乳幼児ですが、今まで4歳までが何名あったのか、どのぐらいの助成費が要ったのか。また6歳までになりますと、2歳ふえます。これでどのぐらいの助成が要るのか、何名になるのか、その点2点お願いします。

○竹内邦博議長　住民福祉部理事、南　康明君。

○南住民福祉部理事兼子育て支援課長　ご質問にお答えさせていただきます。

まず、乳幼児の医療制度につきまして、入院につきましては6歳、入院以外、通院につきましては4歳ということで、対象者は590名程度でございます。今回の2歳年齢を拡充することによりまして、240名程度ふえるということでございます。それから金額につきましては、その2歳拡充によりまして、1歳当たり155万円程度、2歳ということで、合わせまして310万



円程度の増額になります。予算ベースでいきますと、平成23年度の医療費につきましては、本来6.8%の減額という形での予算になる予定でございますが、それが拡充によりまして18.4%の増という形になります。以上でございます。

○竹内邦博議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

川端啓子君。反対ですか、賛成ですか。

○川端啓子議員 賛成です。

○竹内邦博議長 反対の方おられませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 それでは、原案に賛成の方の発言を求めます。

川端啓子君。

○川端啓子議員 岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件について賛成の立場で討論させていただきます。

この乳幼児通院医療費の助成の年齢拡充については、住民の皆さんが待ち望んでいたことなので、この条例改正でこうして確定できることは大変うれしい限りです。私も住民の皆さんからの要望が強かったので、昨年3月の会派代表質問、また6月の一般質問で、子育て支援として就学前の助成をと強く要求しております立場上、大変うれしく思います。

また、今回は就学前までの拡充ですが、今後におきましても、財政状況を見ながらさらに小学生まで拡充できることを要望して、賛成討論といたします。以上です。

○竹内邦博議長 他に討論ございませんか。

中原 晶君。反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○竹内邦博議長 反対討論の方おられませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 それでは、原案に賛成の方の発言を求めます。

中原 晶君。

○中原 晶議員 賛成討論に参加したいと思います。

町長の子育て支援を拡充しようという前向きな考えを高く評価したいと思っています。4歳未

満から就学前に子ども医療費を拡充するということについては、非常に大きな前進であると考え  
るものであります。

しかしながら、一方で、全国的には中学校の卒業までを子ども医療費の対象とする流れが大き  
くなっているため、岬町でも今後さらなる対象年齢の拡充を求めて、賛成いたします。以上です。

○竹内邦博議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 これで討論を終わります。

これより、議案第2号「岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」を起立に  
より採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

○竹内邦博議長 日程5、議案第3号「岬町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する件」を議  
題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 日程5、議案第3号、岬町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する件に  
ついてご説明させていただきます。

提案理由といたしまして、岬町健康ふれあいセンターにおける指定管理者制度の円滑な実施を  
図るため、本条例に所要の改正を行うものであります。

平成23年3月末で指定管理期間が終了となります健康ふれあいセンターのその後の運営管理  
につきましても、さらなる運営の効率化と住民ニーズを取り入れて多様な事業提案を公募により  
募集を行い、公募による新規の指定管理者が8月に運営管理できることをめどに、鋭意努力して  
選定作業を現在進めているところであります。このままでは指定管理者の議会への提案は6月議  
会を予定しているところであります。しかし、現行の条例では指定を受けた日の属する年度の翌  
年度の4月1日から起算して5年の間とするとなっており、6月に議決をして8月からの指定管  
理はできない規定になっております。

また、5年の間という規定があるために、8月までの間、すなわちことしの4月から7月まで  
の暫定的な指定管理期間についても、この5年の間という規定があるためにできないような状態

になっております。

以上の理由から、健康ふれあいセンターの安定的な行政サービスの継続、円滑な施設の運営管理を図るために同条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、裏面をお開きください。あわせて新旧対照表をご参照ください。

第4条の3におきまして、指定管理者の管理の期間としまして、「指定を受けた日の属する年度の翌年度4月1日から起算して5年の間とする。」としておりますが、この指定日を規定する部分を「5年を限度として、町長が定める期間とする。」に改めるものです。

また、附則としまして、この条例は公布の日から施行すると定めています。

以上が岬町健康ふれあいセンター条例の一部改正についての内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

和田勝弘君。

○和田勝弘議員 この期間のことでちょっとお聞きしますが、今、部長が言っている23年8月1日からということで、3年8カ月が今度の指定業者の期間となるんですが、5年と比べますと1年4カ月違うわけですね。そういう1年4カ月も短くなるということは、この指定管理者の金額というんですか、これについて、風呂については4,800万円でやって休止するのと、また運営していくのとありますが、そういう中で短くするということは、業者の交渉権というんですか、それは十分行えるのかどうか。5年であれば、業者も長い期間で余裕を持った、少しでも安くできるというのもあると思うんですが、その点について、短くなっても大丈夫かということをお聞きします。

○竹内邦博議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 和田議員のご質問にお答えします。

まず、3年8カ月という8月からの新しい指定管理者の指定期間は、そのような予定をしているところでありまして、4月から7月までの4カ月間は暫定的に現在の指定管理者に継続をしたいと考えていますので、実質的には4年間の指定管理になると。

この件につきましては、私たちの行財政改革プランの中で、このピアツァ5については現在、公募の中で風呂を休止する案と、風呂をそのまま継続する案の2つの企画書を提案し、それぞれについての町に対する必要額を上げてほしいという公募方法をとっております。

行財政改革プラン案の中には、さらに引き続きこのピアツァ5の管理運営面について、さら

に効率的な運営を図る1つの方法として、プールの問題についても引き続き検討していくということになっております。これをできるだけ次の機会にそのことが具体的な案として実現できるようにということで、通常ならば5年という形ではありますけれども、ほかのところでは3年という形で切っているところもありますし、そのような町としての課題というものと、できるだけ長く保障はしたいということで、1年短く4年間、新規の指定管理者については3年8カ月という形で設定をしているところであります。以上です。

○竹内邦博議長 他にございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 何点かお聞きしたいと思います。

先ほどの質問に対する答弁の中で、より詳しいことを1点まずお聞きしたいと思います。

先ほどの答弁の中で、プールの問題についても今後検討を加えるという考えが示されましたが、もう少し、そのプールの問題というのをプールの何をどのように問題だとお考えなのか等について、もう少しご説明をいただきたいと思います。

2点目は、現在新たな指定管理者の公募期間中でありまして、その進捗状況について、この場で改めてお聞かせいただきたいと思います。

それから3点目ですが、募集の際の内容や条件等が議会に示されていたわけなんですけれども、その中で防災機能の一部を加えるということが書面では記されておりまして、必要な通信インフラの整備と維持管理を条件として追加するということが書かれているんですが、この内容について、もう少し詳しくお聞きしておきたいと思います。必要な通信インフラの整備と維持管理という事柄まで、指定管理者にすべてさせるということであるのか、町が行うということなのか、この点について確認をしたいと思います。以上3点です。

○竹内邦博議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 中原議員のご質問にお答えします。

まず1点目のプールの問題ですけれども、プールの問題ということでいえば、今、温水プールをこのまま運営していくことについて、町の財政状況と絡めてどのように考えていくのかということが1点あります。これは大きな理念的な問題と住民サービスの問題と、財政をそこに投資するということのバランスの問題をどういうふうに考えていくのかということは、引き続き検討していかなければならない課題であるということでもあります。

それとプールの利用状況からいって、一定の人数は確保できましたけれども、それを今後どのように拡大する方法があるのか。1万8,000人から1万7,000人と今のところど

人口が下がっていく中で、温水プールをこのまま維持していくのかどうかというところも考えていかなければなりません。

さらに、この温水プールを継続してやっていくということになりますと、その継続してやっていくことについての財政的なあるいは負担というものをどういうふうに減少させていくのかという方法も、またあわせてこれから考えていかなければならないことではないかというふうに思っております。

2点目の公募の進捗状況ですけれども、公募を行いまして、1月の31日に健康ふれあいセンターの現場で説明会を開催しました。そのときに集まった会社は5社であります。この5社は説明会に参加したというだけで、そのまま提案するかどうかということについては、まだ申請の締め切り日を待たなければならないということになっておりまして、その応募の受付期間は2月の22日までとなっております。

それから、3点目の防災機能の問題ですけれども、これは私たちが考えていますのは、デジタル化の問題が一つあります。今のままでいきますと、デジタル化になってもピアッツァ5がなかなか電波が弱いところになっておりますので、そのことについては今度の指定業者のほうで回復するよというところで考えているところであります。以上です。

○竹内邦博議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 先ほどプールの問題が少し説明いただいたところではありますが、この健康ふれあいセンターの施設の設置目的を改めてこの場で確認したいと思います。

○竹内邦博議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 健康ふれあいセンターは、住民の健康増進、そしてふれあいの場ということで設置いたしております。以上です。

○竹内邦博議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、お答えいただきました。施設の設置目的であります住民の健康の増進とふれあいの場ということを最優先にさせていただいて、今後プールのことももちろんですけれども、この施設の運営全体がその設置目的にかなうものになるように町としても努力していただきたいと要望しておきたいと思っております。以上です。

○竹内邦博議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○竹内邦博議長 反対の方の討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 それでは、原案に賛成の方の発言を許します。

中原 晶君。

○中原 晶議員 今回の本条例の改正につきましては、現在の運営を暫定的に延期するというものでありまして、ここに至っては利用者の利用の確保を最優先するということが当然でありまして、本条例の改正案に反対するものではありませんが、指定期間につきましては以前から明確であったことをかんがみると、手続上のおくれの問題、また、そのことに伴って住民の混乱を招いているという行政上の責任を指摘せざるを得ないと考ええるものであります。

健康ふれあいセンターにつきましては、公衆浴場の運営中止の計画が持ち上がって以来、住民の皆さんから不安の声が寄せられております。公衆浴場の継続並びに今後検討されている料金の値上げについて住民合意を図るということもあわせて求め、先ほど申しあげました施設の設置目的を十分に果たすようにということをあわせて要望して、賛同するものであります。

○竹内邦博議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 これで討論を終わります。

これより、議案第3号「岬町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する件」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○竹内邦博議長 これで、本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成23年第1回岬町議会臨時会を閉会いたします。

慎重審議、ありがとうございました。

(午前10時36分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成23年2月3日

岬町議会

議 長 竹 内 邦 博

議 員 小 川 日 出 夫

議 員 川 端 啓 子